

生駒市省エネ家電等買い換え補助金

【申請期間】令和7年6月16日(月)から令和7年9月30日(火)まで(消印有効)

※6月16日(月)より前は、書類を提出されても受付できませんのでご注意ください。

※受付期間内であっても、申込が予算枠に達した時点で受付を終了します。なお同日の消印で予算額を上回る複数の申込書を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

申請は、郵送のみの受付となります。

郵送提出先：〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場3丁目5-8 オーク心斎橋ビル
株式会社インバウンドテック

対象者の条件 以下の(1)～(3)をすべて満たす方。

- (1)生駒市内に所在する実店舗において、令和7年4月1日から令和7年9月30日までに、本体価格5万円(税込)以上(設置工事費や送料等の設置に関する費用は除く)の補助対象の省エネ家電等(下記「対象家電」参照)に買い換え、生駒市内の自宅に設置した個人の方。
- (2)買い換え前の古い家電を処分した方。(ガス給湯器以外については、家電リサイクル法に基づく処分)
- (3)補助金の申込日において、生駒市に居住している方。

対象家電 新品(未使用品)に限る

エアコン(1世帯3台まで) 冷蔵庫(1世帯1台まで) テレビ(1世帯2台まで) ガス給湯器(1世帯1台まで)

・いずれも、統一省エネラベル(*)における多段階評価が★3.0以上のものが対象です。

※ガス給湯器については、エネルギー消費効率87.5%以上のものでも可。

・ガス給湯器は、国の補助制度との併用はできません。

(*)経済産業省 資源・エネルギー庁が提供する家電製品の省エネルギー性能に関する表示。

省エネ性能は、購入店舗、メーカー、資源・エネルギー庁の省エネ型製品情報サイト(右の二次元コードから⇒)等でご確認ください。



補助額 対象製品ごとに購入金額の20%(千円未満切捨て。上限3万円)

※補助金の交付は1世帯につきエアコン・冷蔵庫・テレビ・ガス給湯器の区分でそれぞれ1回限り

※販売店で値引(クーポン割引やポイント利用等)があった場合は、値引後の実支払額(キャッシュレス決済等は可)が補助対象経費となります。

※古い家電の処分費や対象製品の設置に関する費用は補助対象経費に含まれません。

※申請を行おうとする対象製品と同一の区分の製品について、同一の世帯の方が令和4年度または5年度に生駒市省エネ家電買い換え補助金の交付を受けて購入した場合は、補助の対象となりません。

提出書類

(1)補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)

(2)対象製品の購入に係る領収書等の写し(レシート可)

※購入者名(申請者と同一)、購入日、購入店舗名と所在地、製品の名称、購入金額が記載されたもの。

(3)対象製品に係る保証書等の写し ※製品の区分、メーカー、型番が確認できるもの

(4)買い換え前の製品に係る家電リサイクル券(控え)の写し

(ガス給湯器の場合は、買い換え前のガス給湯器の写真)

(5)補助金の振込先口座(申請者と同一名義)の通帳等の写し

※振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの

(6)本人確認書類の写し

※マイナンバーカード(個人番号記載部分は除く)、運転免許証、健康保険証等、住所・氏名が記載された公的な書類

問合せ先コールセンター：0120-658-800 (平日9時から17時まで受付)